

調達管理番号：20a00986

国名：コートジボワール国

担当部署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2（中小企業振興）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：中小企業振興
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年4月上旬から2022年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内1.60M/M、現地6.00M/M、合計7.60M/M
- (3) 業務日数：

国内準備期間	第1次現地業務期間	第1次国内整理期間
15日間	90日間	5日間
	第2次現地業務期間	第2次国内整理期間
	45日間	5日間
	第3次現地業務期間	
	45日間	
帰国整理期間		
7日間		

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月27日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年2月23日（火）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	中小企業振興にかかる各種業務。
対象国／類似地域	アフリカ／全途上国
語学の種類	仏語が望ましい。英語でも可。

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：当国の入国の際に義務づけられている予防接種はありません。

## 6. 業務の背景

### (1) 経緯

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量 1,600～2,200mm、月平均気温 25.0～28.3 度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業は GDP の 21%を占め、労働人口の 36%が従事している。生産される食用作物はヤムイモ・キャッサバ・コメ等多様にある中、コメだけが輸入に依存しており、国内消費量 275 万トン（2018 年）のうち、約 50%を輸入している<sup>1</sup>。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2016 年～2020 年）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食糧安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ 2（2017-2025）が 2017 年 11 月に策定されており、GDP の 21%を占める農業を、競争力がありかつ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。PNIA フェーズ 2 は、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げ、7 年間で 4.3 兆 FCFA（約 0.8 兆円）を同分野に投資する予定にしている。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2008 年に国家稲作振興戦略（SNDR）が策定され、2011 年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している。SNDR においては、「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①持続可能な国産米生産システムの確立、②国産米の高付加価値化、③官民連携によるすべてのバリューチェーンアクターへの支援及びアクター間の連携体制確立を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況下、JICA は 2014 年より技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014 年～2020 年）を実施し、稲作・精米技術の向上や優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、バリューチェーン関係者の連携強化、国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に協力している。この結果、対象農家の生産量及び販売量が事業前と比べ 50%増加した他、金融機関のコメ分野への参

<sup>1</sup> 以下、コメ需給データの出典は USDA : PS&D Online (2019)

入促進、バリューチェーン関係者の連携強化などの成果が表れている。今後、さらに国産米振興を促進するためには、コメバリューチェーンの中でも国産米販売意欲の高い精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、国産米の質の向上のための種子生産、収穫後処理の改善などが必要である。また、安定的な生産・収穫のためには適切な農業機械の導入及びメンテナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要である。

こうした背景のもと、コートジボワール政府はPRORILのバリューチェーンにおける活動成果の拡大及び持続的な農業機械化を図るため、国産米振興を目的とした技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ2 (PRORIL2)」を我が国に対し要請した。

本プロジェクトでは、投資可能な国産米サプライチェーン (SC) の確立を通じたコメの販売量を向上させることを目指しており、本専門家の活動は、中小企業振興の観点から対象SCの各業者（精米業者、販売業者、農業機械サービス業者等）の能力強化を支援するものである。

## (2) 「国産米振興プロジェクトフェーズ2 (PRORIL2)」の概要

- ① プロジェクト実施期間：2021年1月～2025年12月（5年間）
- ② プロジェクト目標：投資可能な<sup>2</sup>国産米サプライチェーン (SC) の確立を通じて、コメの販売量と質が向上する。
- ③ 期待される成果：
  - 成果1 最適化された農業金融サービスが国産米 SC に供給される。
  - 成果2 持続可能な農業機械サービスの体制が確立される。
  - 成果3 対象 SC の良質種子の生産・使用能力が向上する。
  - 成果4 対象農家、精米業者、流通業者の収穫後処理・品質管理技術が向上する。
  - 成果5 成果1～4を通じて確立された SC 強化にかかる活動が他の国産米 SC に広がる。
- ④ 対象地域：  
全国
- ⑤ 実施機関／カウンターパート機関  
責任機関は、稲作振興省 (MPR)、実施機関は国家コメセクター開発機構 (ADERIZ) となる。
- ⑥ 本プロジェクトチームの人員構成  
本プロジェクトはJICA直営専門家3名（チーフアドバイザー、農業機械アドバイザー、コメバリューチェーン／業務調整）で構成される。また、協力期間中に本専門家以外に複数名の短期専門家（農業機械・収穫後処理、種子生産、SHEP, キャパシティディベロップメント、農業金融、マーケティング等）の派遣を予定している。

## 7. 業務の内容

本業務は、投資可能な国産米サプライチェーン (SC) アクターの確立及びそれを通じたコメの販売量の増加と質の向上とを行うため、カイゼンアプローチを利用しつつ、中小企業振興の観点から対象 SC の各業者（精米業者、販売業者、農業機械サービス業者等）の能力強化を支援することを目的とする。対象 SC アクターの業者の中でも、特に、精米業者を優先的に支援し、活動ではその経営を重点的に支援する。また、同目的のための国家コメセクター開発機構 (ADERIZ) 及び中小企業振興省等関係機関の効果的な役

<sup>2</sup> 英語ではBankable と表し、ここでは収益性が高くリスクが管理できる、即ち投資が可能な状態をさす。

割についての提言を行う。

本専門家の具体的な担当業務は、以下の通り。

(1) 国内準備期間 (2021年4月下旬～5月中旬、15日間)

- ① 要請背景・内容、案件の中小企業振興に係る基本的な考え方を把握 (要請書・関連報告書、詳細計画策定調査報告資料、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報)・分析する。
- ② 本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン (案) (英文または仏文) を作成し、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。なお、ワークプラン (案) では、プロジェクトチームの一員として本専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。
- ③ 担当分野に係る以下の情報・資料を現地で収集するため、質問票 (英語または仏語) を作成する。

<コートジボワール政府による関連政策・事業・機関>

ア) コートジボワールの中小企業振興関連政策、施策等

イ) 精米業者、販売業者、農機サービス業者の経営改善・強化のための支援ニーズの把握

ウ) 他ドナー (AfDB, IFAD 等) が実施する精米業者、販売業者、農機サービス業者の経営改善・強化に関するプロジェクトの資料・情報の収集、分析

エ) ADERIZ の実施体制 (中央・地方含む組織体制・予算、MPR・農業農村開発省 (MINADER) との関係性等) 及び ADERIZ 技術・産業支援課の中小企業振興に関連する活動

<プロジェクトの対象 SC>

オ) 対象 SC の精米業者、販売業者、農機サービス業者への支援をする立場の関係機関 (MINADER、農村開発支援公社 (ANADER) 、コメセクター異業種間組合 (OIA-Riz) 等) の実施体制 (組織体制、活動計画、予算、他機関との関係等)、活動状況 (能力レベル含む)・課題等

カ) 対象 SC の精米業者、販売業者、農機サービス業者の経営状況、経営改善、経営強化のための支援ニーズの把握

キ) 金融アクセス改善のための精米業者、販売業者、農機サービス業者の経営上の課題。特に金融業者からみた顧客候補という視点での改善点の把握に留意し、農業金融担当専門家からの助言を受けながら行う。

- ④ ワークプラン (案) については、担当カウンターパート (C/P)、プロジェクト現地スタッフ (NS) 等の現地関係者とリモートによる意見交換、協議を行いつつ、十分な理解をえること。
- ⑤ JICA 経済開発部との現地業務前打合せに参加する。

- (2) 第1次現地業務期間（2021年5月下旬～2021年8月下旬、90日間）
- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関、JICAコートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。
  - ② 稲作セクター関連政府機関（MPR 及び ADERIZ）と打合せを行い、稲作開発戦略と関係機関のニーズを確認する。
  - ③ 上記（1）③の情報・資料を収集し、現状と課題を把握する。なお、各訪問先の面談録を作成する。
  - ④ 以下の講習会及びワークショップの実施及び支援を行う。
    - ア）精米業経営者対象の（ビジネス）アクションプラン作成のためのワークショップを企画、開催する。
    - イ）2021年雨期作の収穫期を想定した各アクター向けの金融商品が農業金融担当専門家の協力により、ワークショップ開催までに開発された場合は、農業金融担当専門家と協力して精米業者や販売業者等の借り手への講習・指導を行う。
    - ウ）他の専門家が中心となって開催する、販売業者、農機サービス業者対象の講習会及びワークショップにおいて、中小企業振興の観点から支援し、能力強化支援の長期的ロードマップをC/P（またはプロジェクトが雇用するコンサルタント）と共に立案する。ロードマップ策定においては各対象者が無理なく段階的且つ着実に能力向上を達成できる点に留意する。
    - エ）上記ロードマップを元にした、講習会の計画立案・実施を行う。各業者の財務諸表に関する講習は特に重視すること。
  - ⑤ 上記③で明らかとなった課題の解決のため、プロジェクト、ADERIZ 及びコートジボワール関係機関が果たす役割を明確化する。
  - ⑥ 上記④ア）、ウ）の経営者が参加する講習の中で、カイゼン導入研修（半日～1日）を実施する。また、参加者の中から、カイゼンに意欲のある業者を選出する。

表 3.8-1 企業経営者等に対するカイゼン導入研修プログラム(例)

時間	内容	時間
09:00-09:30	Opening speech	0.5 hr
09:30-10:30	<i>Kaizen</i>	1.0 hr
10:30-12:00	Implementation of <i>Kaizen</i>	1.5 hrs
13:00-14:00	Duty of the top management	1.0 hr
14:00-15:30	Group discussion	1.5 hrs
15:30-16:00	Closing speech	0.5 hr
合計		6.0 hrs

出所：JICA Study Team

- ⑦ カイゼンの基礎ツールを中心に、精米業者のカイゼンリーダーに対する座学研修の講義資料を作成し、担当の C/P（またはプロジェクトが雇用するコンサルタント）と準備を進める。
- ⑧ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コー

トジボワール事務所に第1次現地業務結果報告書（英文または仏文・和文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

- (3) 第1次国内整理期間（2021年9月上旬～2021年9月中旬、5日間）
- ① 現地業務から帰国後、1週間以内を目処に第1次現地業務結果報告書（和文）を用いて、JICA経済開発部に第1次現地業務完了報告を行う。
  - ② ワークプラン(案)を改訂し、JICA 経済開発部との現地業務前打合せに参加する。
- (4) 第2次現地業務期間（2021年10月上旬～2021年11月中旬、45日間）
- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関、JICAコートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。
  - ② 上記（1）③カ）及びキ）での支援ニーズ及び課題について、対象SCの業者を訪問し、各業者の経営状況把握、経営改善のための指導を行う。金融商品の利用者に対しては、モニタリング、指導を行う。特に精米業者を重点的に支援し、販売業者及び機械サービス業者は、他の担当専門家と協力して支援する。同訪問においては、カイゼンリーダーに対する座学研修の講義内容に関して、カイゼンの基本ツールである5S、見える化、ムダ取りの観点から、現場での参考情報を収集する。
  - ③ カイゼンの基礎ツールを中心に、精米業者のカイゼンリーダーに対する座学研修を実施する。（2～3日間）。

表 3.8-2 カイゼンリーダーに対する座学研修実施(例)

	日時	内容	時間
第1日	08:30-09:00	Opening Speech	0.5 hrs
	09:00-12:00	<i>Kaizen</i>	3.0 hrs
	13:00-16:00	Duty of <i>Kaizen</i> Facilitator	3.0 hrs
第2日	09:00-12:00	QCC/Team work	3.0 hrs
	13:00-16:00	5S, Visual control	3.0 hrs

	日時	内容	時間
第3日	09:00-12:00	<i>Muda-dori</i>	3.0 hrs
	13:00-16:00	7QC Tools	3.0 hrs
第4日	09:00-12:00	Problem solving techniques	3.0 hrs
	13:00-15:30	Group discussion	2.5 hrs
	15:30-16:00	Closing remarks	0.5hrs
合計			24.5hrs

（上記の時間には午前、午後各1回の休憩時間を含む）

出所：JICA Study Team

- ④ 政府C/P、NS等に対し、不在期間中の指示書を作成し、他専門家も含め内容を周知する。
- ⑤ ADERIZ担当部署（技術・産業支援課）と中小企業振興にかかる下記の点につき協議を行う。
  - ア) ADERIZ が果たす役割 の明確化
  - イ) ADERIZ と他の中小企業支援を行う政府機関、特に中小企業振興省及びドナ

一との連携の在り方についての検討

ウ) カイゼンに関する活動の紹介

- ⑥ JICA コートジボワール事務所に第2次現地業務結果報告書（英文または仏文・和文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (5) 第2次国内整理期間（2021年11月下旬～12月上旬、5日間）
- ① 現地業務から帰国後1週間以内を目途に、第2次現地業務結果報告書（和文）を使用し、JICA経済開発部に進捗報告を行う。
  - ② ワークプラン(案)を改訂し、JICA経済開発部との現地業務前打合せに参加する。
- (6) 第3次現地業務期間（2022年1月上旬～2022年2月中旬、45日間）
- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関、JICAコートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン(案)を修正・更新し、承認を得る。
  - ② 上記(4)⑤の協議を引き続き行う。必要に応じて、MPR や他の中小企業支援を行う政府機関とも協議を行う。
  - ③ 上記(4)②の業者及び上記(4)③の参加者を訪問し、カイゼンの観点から現場の状況にあった指導を行う。同時に、経営改善の指導も引き続き行う。
  - ④ 販売業者及び農機サービス業者対象のカイゼンリーダーに対する座学研修を想定し、講義資料をアップデートする。
  - ⑤ 2022年度の中小企業振興分野での活動方針案について作成する。
  - ⑥ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第3次現地業務結果報告書（英文または仏文・和文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (7) 帰国後整理期間（2022年2月中旬～2月下旬、7日間）
- ① 担当分野の見地からPRORIL2中間報告書(案)作成に協力する。
  - ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る実施結果、進捗を報告する。
  - ③ 専門家業務完了報告書(和文)を用いて、JICA経済開発部に現地業務完了報告を行う。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン(案)（英文または仏文）を電子データで作成する。各現地渡航において、C/Pやプロジェクトチームとの議論を深め、改訂を重ねること。C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ配布する。

### (2) 現地業務結果報告書（簡易製本）

各現地業務終了時に、英文または仏文と和文を作成。提出部数は以下のとおり。

- ・ 英文または仏文：3部（C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）
- ・ 和文要約：2部（JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

(3) 専門家業務完了報告書（簡易製本）

英文または仏文と和文を作成し、第3次現地業務帰国後1週間以内に提出する。ただし、提出最終期限は2022年2月25日（金）とする。

- ・ 英文または仏文：3部（G/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）
- ・ 和文：2部（JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

なお、簡易製本と併せて、電子データも提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アビジャン⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

安全対策上、宿泊可能なホテルを制限しています。宿泊料は、格付に関わらず一律 15,500 円／泊で計上ください。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は、上記「7. 業務の内容」に記載した派遣期間の通りです。

② 現地での業務体制

本プロジェクトチームの業務体制は以下の通りです。

- ア) チーフアドバイザー（JICA短期専門家）
- イ) 農業機械アドバイザー（JICA短期専門家）
- ウ) コメバリューチェーン／業務調整（JICA長期専門家）

③ 便宜供与内容

本プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下の通りです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳傭上：必要に応じ、通訳の傭上を行う。
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジしますが、一部は本専門家自身が行う場合もあります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペースの提供あり。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8414）にて配布します。

- ア) コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ1終了時評価報告書（和文）（2018年7月）

- イ) コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査報告書(和文)(2019年10月)
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール:
- i タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
- ii 本文:以下の同意文を含めてください。
- 「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
- (3) その他
- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAコートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
- ⑥ 現地派遣業務については、新型コロナウイルス流行の状況や先方政府側の対応も踏まえて、計画通り現地業務を実施するか、国内業務に振り替えて実施するかを検討し、国内業務に振り替えて遠隔で実施することになる可能性もあります。

以上